

# さつき荘西茂呂デイサービスセンター

## 通所介護(デイサービス)

### —— 利 用 料 金 表 ——

#### 通所介護利用の所要時間7時間以上8時間未満の場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用単位数	658単位	777単位	900単位	1023単位	1148単位
食費	昼食代 700円(おやつ代含)		夕食代 600円		
その他実績に応じた自己負担額	入浴介助加算(I)		∴	40単位	
	サービス提供体制強化加算(III)		∴	6単位	
	若年性認知症利用者受入加算		∴	60単位	
	送迎の未実施		∴	▲47単位	
日用品	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用を実費でいただきます。				
教養娯楽費	レクリエーション・クラブ活動の材料・活動経費等を実費でいただきます。				

- \* 上記サービス利用料金は、津田福祉会で行う基本利用時間の金額となりますので、利用時間によって異なります。
- ☆ 当該事業所の所要時間7時間以上8時間未満を行った後、引き続き日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となる時は、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を12時間以上13時間未満は200単位、13時間以上14時間未満は250単位を所定単位数に加算します。
- ☆ 通常の実施地域を超えての利用は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算します。
- ☆ 地域区分：7級地(1単位=10, 14円)
- ☆ サービス費は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合でのお支払となります。
- ☆ 介護職員等処遇改善加算(II)：介護職員の賃金の改善等を実施している事業所。  
職員体制、職場環境等要件、情報公表等を実施している事業所。  
介護職員等の処遇改善に資する費用として、職員の定着率の向上とサービスの質を維持する事業所である場合、所定単位数に加算率(9, 0%)を乗じた単位数で算定します。
- ☆ 高齢者虐待防止措置未実施減算：事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に所定単位数の100分の1を減算します。
- ☆ 業務継続計画未策定減算：事業所において業務継続計画が未策定な場合、業務継続計画の規定する基準を満たさない場合は、解消されるに至った月まで、所定単位数の100分の1を減算します。

※事業実施地域以外の送迎には1kmあたり30円がかかります。

(事業実施地域：鹿沼市・宇都宮市)

当日になって利用の中止  
の申し出をされた場合 (取消料) 但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の当日午前8時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日午前8時30分までに申し出がなかった場合	食費相当分 700円

お問い合わせ

さつき荘西茂呂デイサービスセンター	電話 0289-63-6551
-------------------	-----------------